

第2期行財政改革プログラム 個別取組工程表

所管	上下水道	局	営業	部	営業	課
項目	7-4	水道料金及び下水道使用料の収納率の向上				
実施内容	民間事業者委託による滞納整理及び弁護士委託による未収金回収の活用により、効果的かつ効率的に徴収業務を実施するとともに、支払督促申立、訴訟、強制執行等の法的措置等の取組を推進し、最終収納率の向上を図る。					
目標	収納率の向上 平成24年度 99.77% → 平成29年度 99.90%					
工程	当初予定	26年度	27年度	28年度	29年度	
		民間事業者委託及び弁護士委託の管理・監督の強化				
進捗状況 (実績・見込)	法的措置等の推進に係る事務の定着化	大口滞納者を中心とした法的措置等の推進				
		口座振替利用者の拡充				
数値目標	見込	26年度	27年度	28年度	29年度	
		民間事業者委託及び弁護士委託の管理・監督の強化				
実績	実績	26年度	27年度	28年度	29年度	
		法的措置等の推進に係る事務の定着化		大口滞納者を中心とした法的措置等の推進		
単年度の効果額見込及び実績	見込	26年度	27年度	28年度	29年度	
		口座振替利用者の拡充				
評価	26年度	見込	99.82%	99.85%	99.87%	99.90%
		実績	上水99.81%			
課題	C	(平成26年度) ・給水停止解除時に滞納額全額支払の交渉を実施 ・大口滞納者に対して支払督促申立を行った結果、支払が履行されたため、申立を取下げ(1件) ・差押えの実施をめざし、預貯金調査を実施(6件) ・平成26年12月から平成27年2月までの3か月で給水停止執行までの期間を段階的に30日の短縮を実施 ・お客様宅訪問時の口座振替の推奨(通年)及び口座振替推奨キャンペーンの実施(平成27年1月から2月までの2か月で171件が納付制から口座制に変更) ・基準等の制定 未納水道料金等回収業務等の弁護士又は弁護士法人への委託に関する基準 水道料金の法的措置に関する実施指針 下水道使用料の滞納処分に関する実施指針				
		1 早期収納に向け、滞納常習者に対するより効果的な手法の確立が必要である。 2 大口滞納者を対象に債務名義をとったものの支払命令に応じないもの、支払計画を提出させたが計画途中で不履行になるものがある。				
改善策	C	未収金対策の強化を図るため、次のとおり取り組む。				
		1 未収金回収業務のサイクル検討及び業者指導の強化 2 弁護士委託の拡大 3 水道料金法的対応 4 下水道使用料滞納処分				
評価基準	A:目標を上回って達成 B:目標を概ね達成 C:未達成					
備考						